



公益財団法人 日本ゴルフ協会

〒104-0031 東京都中央区京橋 1-12-5 京橋 YS ビル 2 階 Phone (03) 3566-0003 Fax (03) 3566-0101 <<URL>> <http://www.jga.or.jp>

平成 26 年 7 月 30 日

加盟倶楽部 競技委員長 殿

(公財) 日本ゴルフ協会
規則委員会
委員長 林 孝之
(公印省略)
用具部会
部会長 山中 晤郎
(公印省略)

**ゴルフ規則不適合クラブ
及び
フェース研磨やその他の処理を施したクラブについて**

2008 年 1 月 1 日から、スプリング効果の基準値を超えるいわゆる「高反発クラブ」がゴルフ規則に不適合となったことはすでにご存じの通りです（付属規則Ⅱ4c）。ほとんどのメーカーはゴルフ規則に準拠した製品を市場に供給していますが、残念なことに一部のメーカーは意図的にスプリング効果の基準値を超えるいわゆる高反発クラブの製造・販売を 2008 年 1 月 1 日以降も続けています。最近ではゴルフ規則に不適合であることを積極的に宣伝したり、競技会でなければ規則は関係ないとの見解を示し、不適合クラブの使用を奨励するメーカーもあるようです。また、適合クラブの反発力を高めることを目的としたフェース加工やその他の処理を行うメーカーや工房の数もこの数年で増加していると聞きます。さらには、ゴルフ雑誌の特集記事でも不適合クラブを適合クラブと並列に扱う傾向が見受けられます。こうした状況の中、いわゆる高反発クラブや改造クラブのゴルフ規則上の取り扱いについて当協会への一般ゴルファーやゴルフ関連団体からの問い合わせが多くなっていることから、この手紙にて加盟倶楽部の皆様にも今一度お伝えしたいと思います。

1. スプリング効果の基準値を超えるいわゆる高反発クラブ

ゴルフ規則に不適合のクラブです。競技会であってもプライベートのゴルフであっても、ゴルフ規則に基づいてプレーする場合には使用することができません（規則 4-1）。JGA は競技会でプレーするゴルファーだけではなく、レジャー（娯楽）としてゴルフプレーを楽しむゴルファーにも、プレーの規則を順守するのと同様に、規則に準拠した用具を使用してプレーすることで、ゴルフ本来の魅力を楽しんでもらいたいと考えています。

2. 反発力を高める目的でフェース研磨やその他の処理を施したクラブ

改造された状態でスプリング効果規則を含むすべての規則に事実として適合していれば、引き続き適合クラブとみなされます（規則 4-1b）。しかしながら、競技会においてプレーヤーの使用するドライバーがゴルフ規則に適合していることを担保するために「適合ドライバーヘッドリストの競技の条件（付属 IC 1a）」が採用されている場合、改造後のスプリング効果が事実として規則の規定値内であったとしても、もはや適合ドライバーヘッドリストに掲載されているモデルとはみなされず、この競技の条件の違反となり、使用した場合は競技失格となります。

ゴルフは自己規律のゲームであり、規則書の「ゴルフ規則の本質と精神」において、ゴルフ競技の大きな特徴の 1 つは「ゴルファーはみな誠実であり、故意に不正をおかす者はいない」ということが基本的な考え方になっている旨を述べています。用具規則も含めゴルフ規則を守ってプレーすることはプレーヤー自身の責任であることから、ゴルフをプレーするときには不適合クラブや競技の条件に違反するクラブと知りながら積極的に使用するゴルファーはいないはずで、貴倶楽部のメンバーの皆様はゴルフ規則を尊重し、用具規則も含めゴルフ規則を守ってゴルフをプレーしていることと存じますが、プレーの規則に比べて一般的には注目されることの少ない用具規則の上記解釈について貴倶楽部内で情報を共有していただけますようお願い申し上げます。